# 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法(昭和24年法律第100 号)に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商 号:株式会社淺川組

許可番号等:国土交通大臣(特-2)第3518号

代表者氏名:西口 伸

本店所在地:和歌山県和歌山市小松原通3-69

## 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1)期間

令和6年7月10日から令和6年8月18日までの40日間

### 2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における土木工 事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

## 3. 処分理由

和歌山県発注の長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事において、(株)淺川組を代表者とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆エコンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。